

3-3 エレベーター

3-3-1 かご及び出入口の寸法

1. かごの内法幅は1.5m以上とし、内法奥行きは1.5m以上とする。
2. かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4m以上とし、内法奥行きは1.35m以上とする。
3. かご及び昇降路の出入口の有効幅は、「1」に適合するエレベーターは90cm以上とし、「2」に適合するエレベーターにあつては80cm以上とする。
4. 乗降口に接続する歩道等または通路の部分の有効幅は1.5m以上とし、有効奥行きは1.5m以上とする。

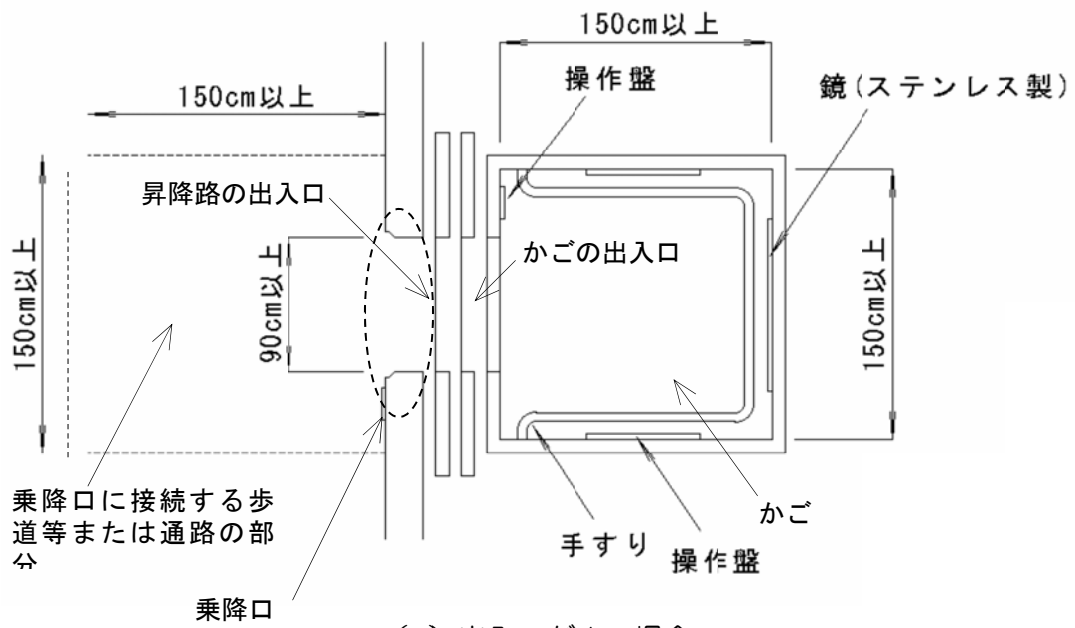
かごの出入口が同じ方向にあり、車いす使用者がかご内で転回し退出する方式のエレベーターについては、手動車いす使用者が360度転回できるよう、かご内の大きさを幅1.5m以上、奥行き1.5m以上とする。一方、かごの出入口が異なる方向にあり、車いす使用者が転回を伴わず前進して退出する方式（ウォークスルー型、写真3-3-1参照）のエレベーターについては、出入口の有効幅を80cm確保できるかごの内法寸法として幅1.4m以上、手動車いす1台が乗降できる寸法として奥行き1.35m以上とする。

なお、エレベーターのタイプ、サイズを選択は、当該箇所の立地条件、交通条件等により異なるため沿道住民・利用者の意見が反映されるよう配慮するものとする。

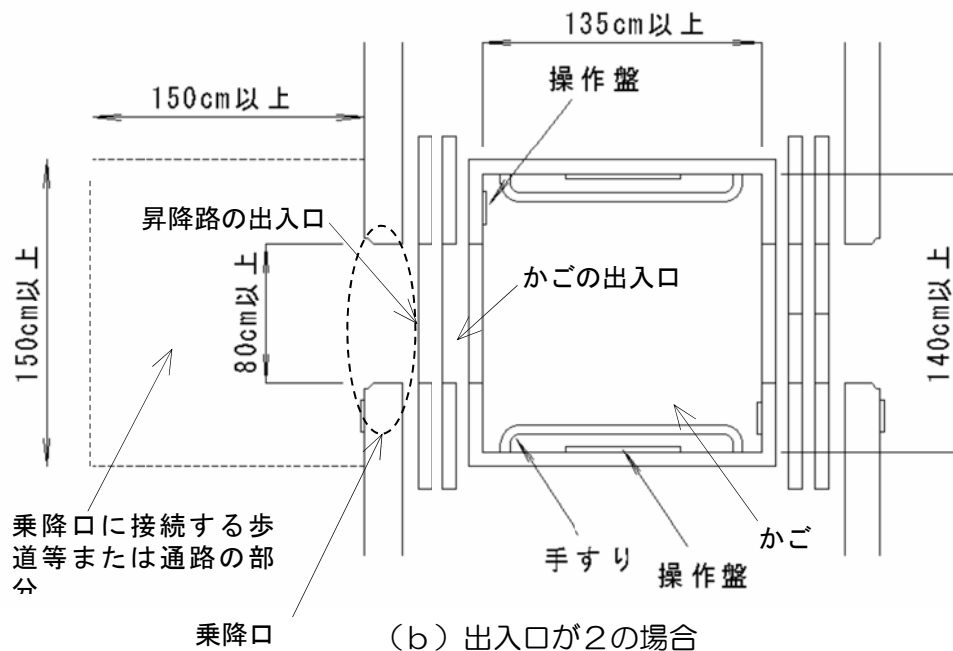
乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の大きさは、車いす使用者が転回できる寸法として、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上確保しなければならない。なお、電動車いすが回転できる1.8m以上確保することが望ましい。

また、乗降口の床とかごの間は、車いすのキャスターや白杖の落ち込みを防止するために、可能な限り小さくするように努める。

図3-3-1にエレベーターの寸法について示す。



(a) 出入口が1の場合



(b) 出入口が2の場合

図3-3-1 エレベーターの寸法